

戦争・死刑と国家。そして国家と人民 (130)

(Eメールニュース「みやぎの九条」2019年11月1日号)

小田中 聡樹 (東北大学名誉教授・みやぎ憲法九条の会世話人)

(今号は2017年3月に生じた問題の2回目。憲法九条を巡る情勢と軍産学一体化路線とについての続きです。)

(1) ①2017年3月15日、「九条地球憲章の会」が発足した。この会は、学者や弁護士127人が呼びかけ人となり代表世話人は堀尾輝久氏(東大名誉教授・教育学)などであり、賛同協力者は坂本龍一氏(音楽家)など27人である(3月16日赤旗)。

②記者会見をしたのは、呼びかけ人10人である(於東京・弁護士会館)。堀尾名誉教授は、“このたびの安保法制成立と自衛隊海外派兵とによって憲法が危機にある。しかし、九条を守り根付かせる取り組みがあり、九条は国際的にも評価されている。未来世代の権利の視点から九条を読み直し、世界に向けて発信していく”と述べた。

また浦田賢治早稲田大学名誉教授は、“九条は人類の共有財産だ。英国がEUを離脱し、米国でトランプ大統領が出現する状況で、九条には人類史的役割がある”と述べた。

◎これは憲法擁護運動の広がりを示す動きである。

(2) ①2017年3月18日、「九条科学者の会」は東京都内で「発足10周年のつどい」を開き、三宅裕一郎三重短大教授、萩原伸次郎横浜国大名誉教授が講演した(3月19日赤旗)。

②三宅教授は大要次のように講演した。

③2月の日米首脳会談は従来の日米同盟路線を継承しつつ、軍事色をいっそう強めることとなったこと。

④アメリカはドローンなど無人攻撃兵器の使用・開発を進めていること。トランプ政権が、人間が操作しなくてもよい「完全な自律兵器システム」実現に舵を切る恐れがあり、日本でも無人攻撃機の研究が加速する危険があること、トランプ登場の今だからこそ平和を求める日米の連帯が必要であること。

(3) 2017年3月16日、米軍横田基地周辺の住民やオスプレイ配備に反対する運動団体が防衛省・外務省に対し、オスプレイの配備・飛来に反対する申し入れを行い、署名約7万5000人分を渡した。

(4) ①2017年3月29日、群馬県民175人が、国に対し原告一人当たり10万円の賠償を求める国家賠償請求訴訟を前橋地裁に提起した。

同様の訴訟は、2016年4月以降、東京地裁など17都道府県・15地裁で起こされており、原告は約5854人である(3月30日赤旗)。

②原告の一人・岩崎さんは訴状で述べた。

“空襲の経験から平和を守るために憲法九条を守っていきたくないとずっと思ってきた”

た。安保法制が制定され、人生そのものを否定される思いだ”。

③また訴状では、他にも南スーダンに派遣された自衛官の平和的生存権等が侵

されているとして、声を上げられない自衛官に代わって第三者が権利侵害を主張する、いう内容が含まれている。

Ⅲ 軍産学一体化路線

(1) 問題の所在

最初に、問題の所在を記した野村康秀氏（日本科学者会議技術政策委員会）の要旨を記す（3月1日赤旗）。

④ 日本の科学技術政策は、5年ごとに策定される科学技術基本計画に基づいて進められている。2016年1月に閣議決定された第5期基本計画には、「イノベーション」万能の立場で大学「改革」を要求するなど大きな問題点がある。なかでも、科学技術政策が軍事研究を公然と取り込んだという特徴がある。

⑤ 第5期計画は、“国家安全保障戦略（2013年12月閣議決定）を踏まえ、国家安全保障上の諸課題に対し、関係府省・産官学連携の下、適切な国際的連携体制の構築も含め必要な技術の研究開発を推進する”とし、海洋、宇宙、サイバー空間のリスク対応、国際テロ対策等を例示した。

科学技術基本計画に初めて「国家安全保障」のための研究開発推進という文言が挿入された。

◎ この戦略とは、「デュアル・ユース（軍民両用）技術を含め、我が国の技術力の強化を図る」「科学技術に関する動向を平素から把握し、産官学の力を結集させて、安全保障分野においても有効に活用する」とし、「国の他の諸施策」に対して、「国家安全保障上の視点を十分に考慮すること」を求めた。

⑥ 同月（1月）に出された「防衛計画大綱」は、“大学や研究機関との連携の充実により防衛にも応用可能な民生技術（デュアル・ユース技術）の積極的な活用を努める”とした。

(2) 問題とすべきことは何か(1)

① 野村氏の指摘は、次の通りである。

科学技術政策が防衛政策に従属・奉仕するものとなれば、日本の科学・技術・学術がゆがむことは明らかだ。科学技術を軍事に動員し、変質させてはならない。

② 私も野村氏と同じ考えである。ここで日本学術会議（2月4日の公開フォーラム）の中でどのような議論が交わされているかをみよう（3月7日赤旗）。

③ 兵藤立命館大学教授（科学史）は指摘する。

防衛省の制度は、防衛省が研究の進捗状況を管理し、学術を防衛装備（兵器）の開発に協力させる目的の研究だ。「自存自衛」に始まった戦争に科学者が協力したこと、科学技術研究が軍の管轄下で行われ、破壊と人命の殺傷をもたらすことへの反省を繰り返してはならない、と。

④ 福島先端医療振興財団臨床研究情報センター長は指摘する。

“（防衛省などの資金を受けながら）基礎研究だから軍事研究ではないという議論はまやかしかだ。自分を欺いているか、

想像力の貧困か、だ。研究者は、未来に対して自分の研究のもつ意味を考え抜く責任がある”、と。

◎ そしてさらに、“危険な国がある以上、自衛のための軍事研究は必要”という発言に対し次のように指摘した。

“アインシュタインは、ナチスに先んじて原爆を開発すべきだと米大統領に進言した。その結果へのアインシュタインの苦悩を心に焼き付けるべきだ。そこから出されたのが、核兵器廃絶と科学技術の平和利用とを訴えたラッセル・アインシュタイン宣言（1955年）であり、戦争を目的とする科学の研究には絶対に従わないとした学術会議の2度の声明だ。過去を記憶でできないものは過去をくり返す、”と。

④ 右のほかにも、次のような意見も出た。

(i)教授が防衛省や米軍の委託研究に応募することは、院生や学生を巻き込み、彼らの自由を侵害する。教授個人の問題ではない。

(ii)この制度は、日本版の本格的軍産学官複合体体制を目指すものだ。

(iii)学問、学術は未来を見つめる視点が重要だ。今後100年、200年後の歴史にどのように書かれるか、そのことを想像すべきだ。

(2) 問題とすべきことは何か(2)

① 2017年3月7日、日本学術会議は、「安全保障と学術に関する検討委」は、新声明案を4月の総会に提案することを大筋で確認した（3月8日赤旗）。

② 新声明案要旨を記す。

日本学術会議は、1950年「戦争を目的とする科学の研究は絶対に行わない」旨の声明、67年「軍事目的のための科学研究を行わない声明」を発した背景には、戦争協力への反省と再び同様の事態が生じることへの懸念があった。われわれは大学等の研究機関における軍事的安全保障研究が学問の自由、学術の健全な発展と緊張関係にあることを確認し、上記二つの声明を継承する。

学術研究が政府に制約、動員された歴史的経験を踏まえ、研究の自主性・自律性・公開性が担保されねばならない。軍事的安全保障研究では、研究の方向性や秘密性の保持をめぐる政府の介入が強まる懸念がある。

防衛装備庁の「安全保障技術研究推進制度」は、将来の装備開発につなげるという明確な目的に沿って公募・審査が行われ、(防衛省)職員が研究の進捗管理を行うなど政府の介入が著しく、問題が多い。学術の健全な発展から必要なのは民生分野の研究資金の充実である。

研究成果は科学者の意図を離れて軍事目的に転用され、攻撃的目的にも使用されるため、研究の入り口で資金の出所等に関する慎重な判断が求められる。大学等の研究機関は、軍事的安全保障研究とみなされる可能性のある研究について、技術的・倫理的審査制度を設けるべきだ。学協会等にもガイドラインの設定が求められる。

研究の適切性を廻り科学者コミュニティーで一定の共通認識形成の必要があり、科学界全体が考え続ける必要がある。日本学術会議は率先して検討を進めていく。

③同声明案は、学者・研究者の良心の結晶である。そして、その核心は2点ある。

一つは、研究機関における軍事的安全保障研究が、学問の自由、学術の健全な発展と緊張関係にあるとの認識が記されていることである。

二つは、戦争目的は行わない、とする良心を賭けた決意の表明である。

④②017年3月19日、明治学院大学平和研究所は、東京都内で「軍事研究と大学」シンポジウムを開き、約50人が参加した（3月21日赤旗）。

⑤報告した三輪千葉大学名誉教授は、歴史を振り返り、“大学の人類史的使命を守ることは大学関係者の社会的共同責任だ”と述べ、大学人の共同戦線の構築を訴えた。

晴山専修大学教授は、政府・文科省の大学統制強化で生き残り競争が激化している日本の現状を報告した。

また会場の大学教授や院生からは、研究環境や雇用条件など研究環境の厳しさや教授会軽視の大学運営の実態が報告された。

⑥2017年3月14日、島根大学教職員組合有志が記者会見で退職者を含め107人が賛同したアピールを発表した（3月17日赤旗）。

アピールは、“かつて多くの科学者が軍事に関与する歴史を持つ国、そして唯一の被爆体験を持つ国である日本の科学者は、科学の利用と非人道性に対して最も鋭敏でなくてはならぬ。⑦島根大学に対し、軍事共同にくみしないという姿勢を明確にし、防衛省が軍事資金を提供する研究委託制度に応募しないように、と明言する。⑧運営交付金の大幅増額へ働き方を強める”、とした。

⑥軍産学共同の実態——旧陸軍登戸研究所の例（3月20日赤旗）

⑨戦前、登戸研究所では、植物、家畜を対象とした兵器を研究し、「敵国」の小麦やイネなどの食用作物をいかに効率的に枯らせるかという、昆虫・細菌などを用いた生物兵器の開発を行っていた（なお、人間に対する生物化学兵器の開発・製造・実験をしたのは七三一部隊<石井部隊=関東軍防疫給水部>である）。

⑩では登戸研究所の研究に科学技術者はいかに関わったのか。その一人・伴氏伝える研究組織と研究の実態とは次のようなものである（伴氏は敗戦時には陸軍技術少佐で生物化学兵器の開発を担った幹部所員）。

“所員として理科、工科系諸学校から多数の有能な人材が専門分野別に求められたほか、日本のトップクラスの大学教授や民間企業の技師・研究者が嘱託として研究に参加した。登戸研究所自体が製造工場であるが、精巧な器材製造は民間企業が担当することもあった。

科学技術者が戦争に組み込まれていくプロセスを典型的に示すのが、風船爆弾の開る。発・製造だ（山田氏）。

直径10メートルの気球の風船爆弾は暗号名「ふ号装置」と呼ばれた。約1万発放球され、約1000発がアメリカ大陸に届いたとみられ、361発の着弾が確認されている。オレゴン州ブライで爆弾に触れた民間人6人が命を奪われた。

当初、牛を皆殺しにする牛疫ウイルスを搭載する予定で完成に近づきましたが、米国の同様の反撃を恐れ、断念した。

高度1万メートル、零下50度の環境で、偏西風にのせて太平洋上空を9000キ

ロケット飛ばし米本土に落下させるには、偏西風の動き、気温変化など正確な上空気候図の作成が必要だった。

当時、軍にそのような知識はなく、中央气象台（今の気象庁）や、東京大学工学部航空研究所の専門家が引き抜かれました。

第二科の生物化学兵器の開発には、農学系の科学者が動員されました。軍に医者や獣医はいましたが、農業専門家はいないので、農業試験場や品種改良を専門にする人たちを引き抜いて植物を枯らす研究もやった。

本来、作物を育てる研究者がまったく逆の研究に重視していたのだ。

実際に飛行機を使い、中国湖南省の洞庭湖の西側の稲田にたいし、細菌とニカメイチュウ（イネ食害の虫）の散布実験が行われた。“

◎では登戸研究所の科学技術者はどういう心境にあったか。伴氏の語るころでは次のようなものであった。

“伴氏と所員は1941年6月、中国の南京で約一週間、七三一部隊の姉妹部隊と連繫し、毒物の青酸ニトリールを人体に使った。致死量・症状の観察には動物で

なく、人体実験が必要だという判断だった。戦後、この実験の心境を「初めは厭であったが馴れると一つの趣味になった（自分の薬の効果をためすために）」。

①このような異常心理に陥った伴氏は、戦後は苦しむ人となった。川崎市の歴史の掘り起こしをしてきた渡辺さん（高校教師）は伴氏のことをこう語った。

“伴さんは、自分が登戸で行ったことを戦争に勝つためだったと思う一方、戦後になればそれは単なる人殺しに過ぎないという対立の中で最後まで苦しんだ人でした。だから高校生に罪を語ろうとした。私たちとの接点がなかったら「秘密を墓場まで持って行く」ことになったと思います。軍事研究の頂点にあった秘密組織が伴さんのような人々を生み出した。そのことを今の時代に絶対にくりかえしてはなりません。”

◎なお、学術会議が軍事研究に対し、如何なる対応を行ってきたかを記した文献として、井野瀬久美恵「軍事研究と日本のアカデミズム」世界2017年2月号がある。

（以下次号）